

平成 2 3 年度版

# 事業概要

(平成 2 2 年度実績)

三重県障害者相談支援センター



# 目 次

<b>第 1 概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 沿革	
2 名称・所在地	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
<b>第 2 業務内容</b> . . . . .	<b>6</b>
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
<b>第 3 平成 22 年度業務実績</b> . . . . .	<b>12</b>
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	
(4) 市町別相談判定状況	

- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

### **3 身体障害者支援課**

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 巡回相談実績
- (10) 研修の状況
- (11) 市町相互間の連絡調整等業務
- (12) 市町等に対する専門的な技術助言・指導等の業務

### **4 地域支援課**

- (1) 相談支援事業
- (2) 人材育成支援事業
- (3) 地域自立支援協議会

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実に向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実に向けた支援や、市町が設置している「地域自立支援協議会」の活性化を図る取組を行っています。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670-2）の整備に伴い、同センター内に移転
平成21年4月1日	「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾670-2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）  
内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1  
丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・  
併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古  
曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重  
県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばた  
き」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したこ  
とに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更

※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設とし  
て運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更  
生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県  
身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670  
-2）内に移転

## 2 名称・所在地

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務課)  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
059-232-7356 (身体障害者支援課)  
059-236-0403 (地域支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail shogaic@pref.mie.jp  
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

### ・案内図



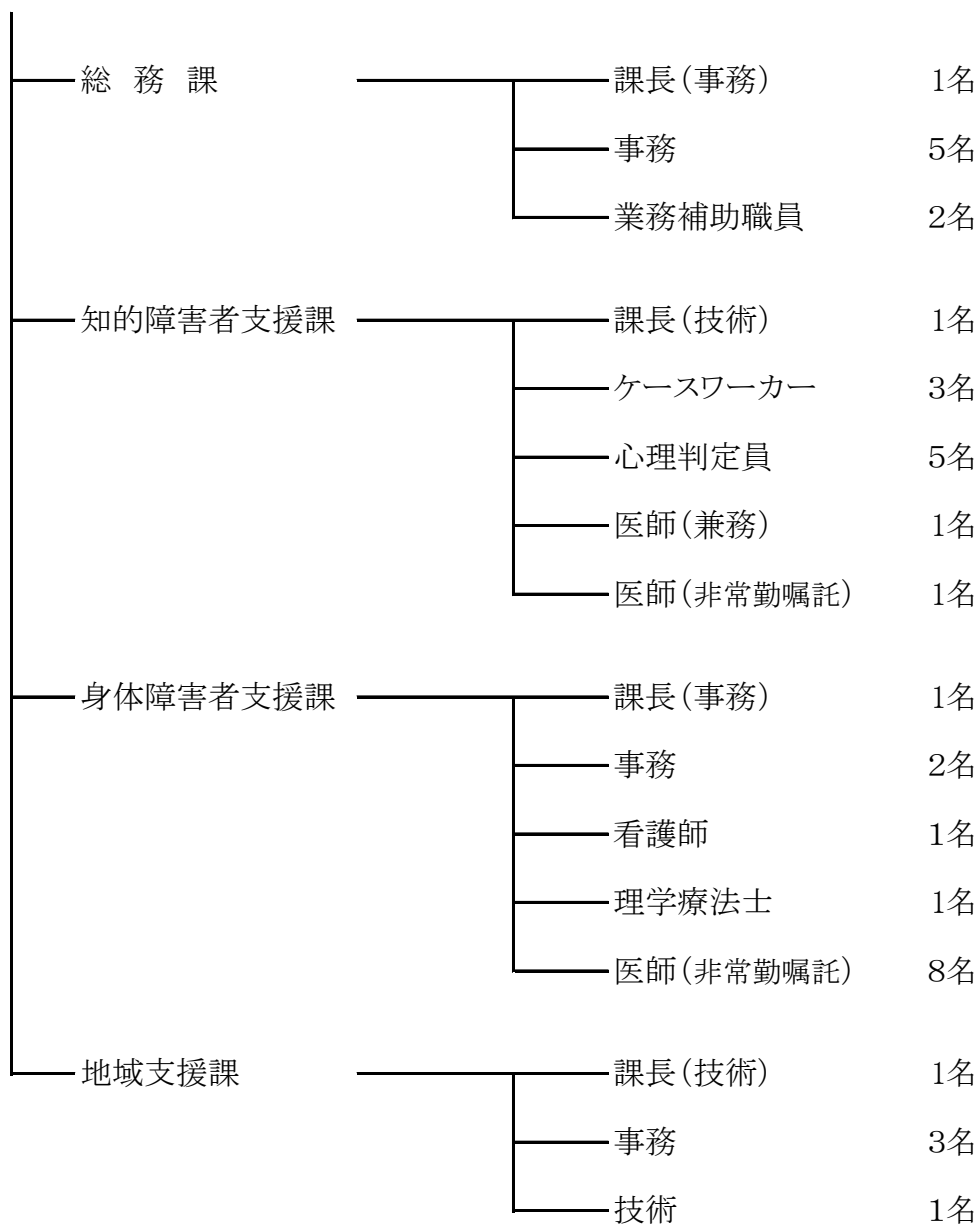
交通：JR 一身田駅から徒歩約 10 分  
津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」  
「人権センター口」からは徒歩約 3 分





#### 4 組織及び職員配置（平成23年4月1日現在）

所長（事務）



**【再掲】**

事務吏員	15名（うち、休暇者1名）
技術吏員	11名
業務補助職員（事務）	2名
兼務医師	1名
嘱託医	9名

## 第2 業務内容

### 1 総務課

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指定業務

#### (3) 療育手帳の交付

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (4) その他庶務、経理業務

### 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務。
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付。

#### (1) 相談・判定

知的障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的判定に基

づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

- ① 知的障害者援護施設利用に係る判定及び調整
- ② 支援方針決定のための判定
- ③ 職業安定所等への紹介など就労に関する相談
- ④ 日常生活の悩み、余暇の過ごし方、経済的な問題、情緒的な問題など生活に関する相談
- ⑤ 特別支援学校高等部卒業後の進路相談
- ⑥ 療育手帳の新規交付及び再判定に関する相談・判定

## (2) 地域支援

知的障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、支援が困難な人に関する支援検討会議などに出席し（市町等からの要請に応じて随時）技術的支援等を行うほか、地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加によって関係者に助言、提案を行います。

また、施設入所希望に関して市町間の連絡調整を図るほか、施設の空き情報を市町に提供するなどします。保護者の死亡等により急きょ安全確保が必要となった場合には、三重県独自に緊急入所調整の制度が設けられており、市町、入所調整委員会、施設等との連絡調整や会議の事務等を担います。

そのほか、地域生活において何らかの不応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、地域生活の継続が可能となるように一時的に入所施設を利用して支援を行う行動観察事業を実施しています。事業の実施にあたっては、当センター、市町、障害者支援施設それぞれの連携が重要であり、施設での観察から得られた情報を基に支援検討会議等を開催し、障がいのある本人が安心して地域に戻ることをできるよう支援しています。

(3) 巡回相談

各圏域の実情に応じて、年間計画を作成し、チームを編成して各種相談及び判定を行います。

(4) 調査研究・研修

知的障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

### 3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

## (2) 巡回相談

身体障がい者の利便を図るため、市町を巡回して補装具の判定、一般更生相談等を行います。(平成22年度で終了)

## (3) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、自立支援法の下では、施設利用者は事業所と契約して、障がいの程度に応じたサービスを受けることとなりますが、施設サービスを利用するにあたって、施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障がい者支援施設入所調整会議」を設置して、市町等の相互間の連絡調整を担います。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

## (4) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

# 4 地域支援課

障害者自立支援法第78条、同施行規則により以下の業務を行っています。

- ・ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・ 地域自立支援協議会の充実に向けた取組

## (1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身

障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行います。

② 障がい児等療育相談支援事業

知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障がい支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 障がい者総合相談支援センターの支援

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を可能とするためには、相談支援が重要となっています。

県や市町から相談支援事業を受託している障がい者総合相談支援センターを支援するため、代表者会議等の開催により支援センター間の情報

共有や課題解決に向けた取組を行います。

### (3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、各種研修を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

#### ① 障害程度区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

#### ② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

#### ③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

#### ④ サービス管理責任者研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成するための研修を行います。

#### ⑤ ガイドヘルパー養成研修

視覚障がい者や全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行うガイドヘルパーの養成を図るための研修を行います。

### (4) 地域自立支援協議会の充実

障がい者の地域生活を支えるためには、障がい者の相談支援活動が重要ですが、相談支援を通じて把握した障がい者の状況や課題等の情報を、地域の関係者が共有し課題解決に向けた取組を行うことが必要です。

関係者の情報共有や課題解決の場として、地域自立支援協議会が各市町に設置されており、協議会の充実に向けた支援を行います。

### 第3 平成 22 年度 業務実績

#### 1 総務課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

身体障害者手帳交付者数は年々増加していますが、中でも内部障害の増加が顕著となっています。

また、平成 22 年 4 月から肝臓機能障害が新たに身体障害者手帳が交付されることとなりました。

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

		視 覚	聴 覚 平 衡	音 声 言 語 ・そ しゃ く	肢 体 不 自 由	脳 原 性	心 臓	じ ん 臓
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	317	430	115	2,908	57	929	475
	再交付(認定)	346	296	46	1,153	60	387	322
	再交付(取替)	121	117	27	577	19	174	72
	居住地変更	119	111	38	581	42	115	73
	返還	358	380	109	2,109	18	585	407
	県内転入	27	46	9	151	0	27	13
	県外転出	9	21	4	66	3	25	13
合計		1,297	1,401	348	7,545	199	2,242	1,375

		呼吸器	ぼうこう 直 腸	小 腸	肝臓	その他	合 計
交 付 ・ 処 理 件 数	新規交付	406	449	6	171	18	6,281
	再交付(認定)	95	150	5	15	2	2,877
	再交付(取替)	24	45	1	2	1	1,180
	居住地変更	22	40	1	6	6	1,154
	返還	353	366	4	30	0	4,719
	県内転入	5	11	0	0	4	293
	県外転出	5	2	0	0	1	149
合計		910	1,063	17	224	32	16,653



【再掲】市町別交付事務処理件数

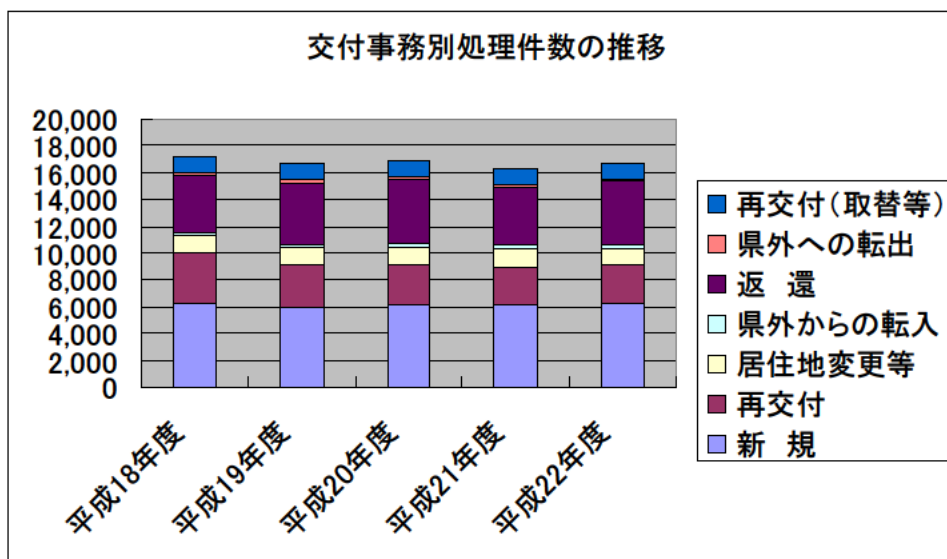
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	949	461	184	195	709	40	23	2,561
四日市市	998	498	202	173	743	42	30	2,686
伊勢市	458	224	95	94	314	5	5	1,195
松阪市	572	290	83	103	362	12	8	1,430
桑名市	402	173	61	81	291	29	21	1,058
鈴鹿市	622	265	164	147	514	35	13	1,760
名張市	267	123	49	30	174	43	6	692
尾鷲市	69	32	15	19	91	2	1	229
亀山市	200	61	34	31	120	2	2	450
鳥羽市	107	31	19	6	68	2	0	233
熊野市	88	61	14	13	83	2	3	264
いなべ市	159	48	21	42	127	8	4	409
志摩市	188	56	30	42	170	16	3	505
伊賀市	367	176	63	57	311	18	7	999
市計	5,446	2,499	1,034	1,033	4,077	256	126	14,471
木曾岬町	19	5	2	1	6	1	3	37
東員町	65	35	13	19	62	3	0	197
菰野町	131	61	22	28	81	2	3	328
朝日町	26	6	5	9	20	2	1	69
川越町	47	14	3	12	22	4	1	103
多気町	57	18	11	4	48	0	0	138
明和町	82	29	15	2	83	4	1	216
大台町	42	17	7	4	36	1	0	107
玉城町	56	27	12	8	39	3	2	147
度会町	35	16	10	2	15	0	0	78
大紀町	48	22	10	3	44	3	2	132
南伊勢町	80	52	16	4	54	1	3	210
紀北町	87	49	6	13	45	0	2	202
御浜町	26	15	7	9	46	9	1	113
紀宝町	34	12	7	3	41	4	4	105
町計	835	378	146	121	642	37	23	2,182
合計	6,281	2,877	1,180	1,154	4,719	293	149	16,653

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

(単位：人)

処理区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規	6,297	6,038	6,132	6,050	6,281
再交付	3,667	3,041	3,007	2,966	2,877
小計	9,964	9,079	9,139	9,016	9,158
居住地変更等	1,306	1,390	1,351	1,248	1,154
県外からの転入	291	308	314	323	293
返還	4,229	5,006	4,740	4,302	4,719
県外への転出	169	239	190	179	149
再交付(取替等)	1,191	1,254	1,193	1,244	1,180
合計	17,150	17,276	16,927	16,312	16,653



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

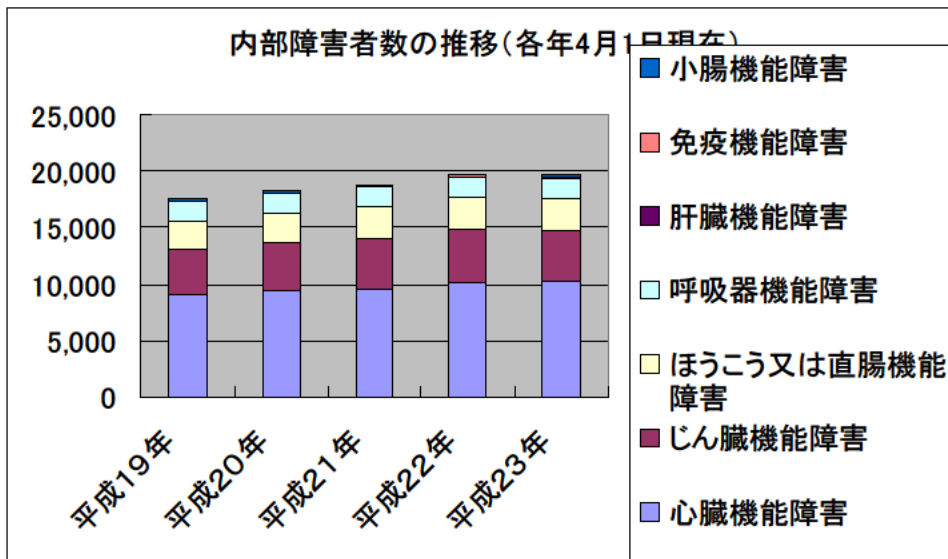
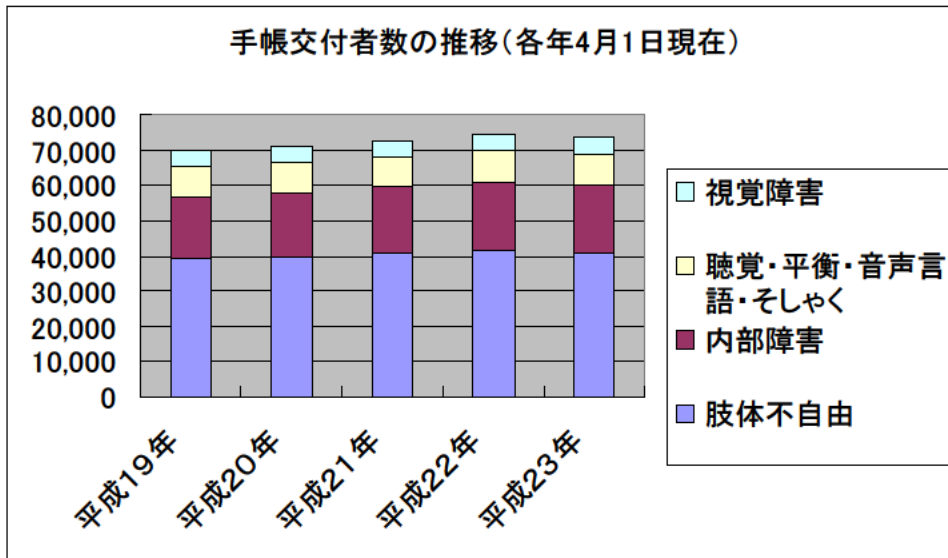
(単位:人)

障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児		39	7	6	6	4	2	64	6.47%
	者		1,731	1,273	414	375	510	394	4,697	
	計		<b>1,770</b>	<b>1,280</b>	<b>420</b>	<b>381</b>	<b>514</b>	<b>396</b>	<b>4,761</b>	
聴覚又は平衡機能障害	児		5	75	39	23	0	40	182	10.31%
	者		373	1,907	1,101	1,247	37	2,734	7,399	
	計		<b>378</b>	<b>1,982</b>	<b>1,140</b>	<b>1,270</b>	<b>37</b>	<b>2,774</b>	<b>7,581</b>	
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児		0	4	1	7			12	1.17%
	者		24	94	443	288			849	
	計		<b>24</b>	<b>98</b>	<b>444</b>	<b>295</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>861</b>	
肢体不自由	児		438	304	105	16	28	11	902	55.38%
	者		7,028	8,067	8,667	10,431	3,736	1,906	39,835	
	計		<b>7,466</b>	<b>8,371</b>	<b>8,772</b>	<b>10,447</b>	<b>3,764</b>	<b>1,917</b>	<b>40,737</b>	
内 部 障 害	心臓機能障害	児	93	1	59	23			176	13.86%
		者	6,413	84	2,042	1,483			10,022	
		計	<b>6,506</b>	<b>85</b>	<b>2,101</b>	<b>1,506</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>10,198</b>	
	呼吸器機能障害	児	16	0	10	1			27	2.33%
		者	337	52	969	327			1,685	
		計	<b>353</b>	<b>52</b>	<b>979</b>	<b>328</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,712</b>	
	じん臓機能障害	児	10	0	0	0			10	6.24%
		者	4,204	12	238	123			4,577	
		計	<b>4,214</b>	<b>12</b>	<b>238</b>	<b>123</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>4,587</b>	
	ぼうこう又は直 腸機能障害	児	1	0	10	8			19	3.76%
		者	10	13	194	2,530			2,747	
		計	<b>11</b>	<b>13</b>	<b>204</b>	<b>2,538</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2,766</b>	
	小腸機能障害	児	4	0	2	3			9	0.11%
		者	12	2	14	44			72	
		計	<b>16</b>	<b>2</b>	<b>16</b>	<b>47</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>81</b>	
	肝臓機能障害	児	13	0	0	0			13	0.20%
		者	98	14	17	5			134	
		計	<b>111</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>5</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>147</b>	
	その他	児	0	0	0	0			0	0.17%
		者	29	57	32	10			128	
		計	<b>29</b>	<b>57</b>	<b>32</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>128</b>	
	(内部障害計)	児	137	1	81	35			254	26.67%
		者	11,103	234	3,506	4,522			19,365	
		計	<b>11,240</b>	<b>235</b>	<b>3,587</b>	<b>4,557</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>19,619</b>	
合計	児	619	391	232	87	32	53	1,414	100.0%	
	者	20,259	11,575	14,131	16,863	4,283	5,034	72,145		
	計	<b>20,878</b>	<b>11,966</b>	<b>14,363</b>	<b>16,950</b>	<b>4,315</b>	<b>5,087</b>	<b>73,559</b>		
等級別構成比			28.38%	16.27%	19.53%	23.04%	5.87%	6.92%	100.0%	

【再掲】市町別交付者数

(単位:人)

障害区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	808	1,007	130	6,411	1,416	203	625	413	8	23	0	2,688	247	10,797	11,044
四日市市	659	1,053	120	5,532	1,779	193	793	396	10	17	0	3,188	259	10,293	10,552
伊勢市	458	842	88	3,559	876	179	407	241	6	9	0	1,718	100	6,565	6,665
松阪市	411	676	87	3,541	832	153	403	249	18	12	0	1,667	117	6,265	6,382
桑名市	277	390	44	2,342	796	88	276	211	9	8	0	1,388	113	4,328	4,441
鈴鹿市	389	662	68	3,841	802	124	446	280	6	18	0	1,676	172	6,464	6,636
名張市	195	317	38	1,671	374	76	190	97	4	6	0	747	51	2,917	2,968
尾鷲市	66	87	16	699	213	47	90	58	3	3	0	414	14	1,268	1,282
亀山市	120	217	26	1,158	202	41	124	81	0	1	0	449	30	1,940	1,970
鳥羽市	60	140	12	567	137	24	58	33	0	2	0	254	13	1,020	1,033
熊野市	67	118	10	701	170	88	72	48	1	1	0	380	18	1,258	1,276
いなべ市	86	169	24	994	257	35	86	62	1	2	0	443	37	1,679	1,716
志摩市	190	344	37	1,422	344	83	174	97	1	6	0	705	40	2,658	2,698
伊賀市	394	511	63	2,904	546	104	225	143	3	18	0	1,039	58	4,853	4,911
(市計)	4,180	6,533	763	35,342	8,744	1,438	3,969	2,409	70	126	0	16,756	1,269	62,305	63,574
木曾岬町	11	7	5	98	44	2	13	7	0	0	0	66	0	187	187
東員町	45	71	11	451	143	20	59	33	1	3	0	259	13	824	837
菰野町	81	122	11	829	207	37	97	51	3	6	0	401	27	1,417	1,444
朝日町	10	21	0	108	38	7	15	9	0	2	0	71	5	205	210
川越町	22	38	2	230	76	15	25	9	1	2	0	128	4	416	420
多気町	40	88	5	330	76	8	39	25	1	2	0	151	13	601	614
明和町	53	114	10	480	138	21	53	34	0	1	0	247	17	887	904
大台町	25	46	8	329	89	18	21	24	0	0	0	152	7	553	560
玉城町	38	75	15	329	86	22	38	16	2	0	0	164	12	609	621
度会町	34	45	1	179	47	9	25	18	1	0	0	100	4	355	359
大紀町	34	80	0	371	88	25	41	20	2	0	0	176	4	657	661
南伊勢町	80	128	14	497	152	22	47	26	0	2	0	249	10	958	968
紀北町	40	105	10	591	151	21	82	40	0	2	0	296	16	1,026	1,042
御浜町	40	49	2	237	51	23	27	17	0	1	0	119	3	444	447
紀宝町	28	59	4	336	68	24	36	28	0	0	0	156	10	573	583
(町計)	581	1,048	98	5,395	1,454	274	618	357	11	21	0	2,735	145	9,712	9,857
その他											128	128	0	128	128
県合計	4,761	7,581	861	40,737	10,198	1,712	4,587	2,766	81	147	128	19,619	1,414	72,145	73,559



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成22年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	45	20	19	9	10	4	107
指定件数	45	20	19	9	10	4	107
うち新規指定者	17	11	17	8	8	4	65

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
指定申請件数	87	54	54	142	107
指定件数	85	52	47	142	107

③ 保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成23年4月1日現在) 【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名保健福祉事務所管内</b>	<b>184</b>	<b>758</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>39</b>	<b>23</b>	<b>143</b>	<b>104</b>	<b>105</b>	<b>101</b>	<b>74</b>	<b>84</b>	<b>0</b>	<b>18</b>
桑名市	136	583	14	17	20	30	18	107	78	80	76	58	69	0	16
いなべ市	37	139	4	2	4	7	3	28	20	20	20	15	14	0	2
木曾岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市保健福祉事務所管内</b>	<b>372</b>	<b>1,489</b>	<b>38</b>	<b>37</b>	<b>51</b>	<b>82</b>	<b>44</b>	<b>273</b>	<b>211</b>	<b>222</b>	<b>211</b>	<b>135</b>	<b>151</b>	<b>4</b>	<b>30</b>
四日市市	333	1,335	33	32	44	73	38	244	189	199	191	123	138	4	27
菟俣町	29	120	5	4	6	8	5	21	17	17	15	10	10	0	2
朝日町	4	13	0	0	0	0	0	3	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
<b>鈴鹿保健福祉事務所管内</b>	<b>197</b>	<b>756</b>	<b>25</b>	<b>20</b>	<b>25</b>	<b>42</b>	<b>21</b>	<b>150</b>	<b>108</b>	<b>111</b>	<b>105</b>	<b>61</b>	<b>76</b>	<b>1</b>	<b>11</b>
鈴鹿市	166	645	20	17	22	38	18	130	90	95	89	53	65	1	7
亀山市	31	111	5	3	3	4	3	20	18	16	16	8	11	0	4
<b>津保健福祉事務所管内</b>	<b>468</b>	<b>1,833</b>	<b>63</b>	<b>63</b>	<b>76</b>	<b>111</b>	<b>62</b>	<b>332</b>	<b>249</b>	<b>245</b>	<b>241</b>	<b>153</b>	<b>185</b>	<b>9</b>	<b>44</b>
津市	468	1,833	63	63	76	111	62	332	249	245	241	153	185	9	44
<b>松阪保健福祉事務所管内</b>	<b>242</b>	<b>889</b>	<b>25</b>	<b>18</b>	<b>29</b>	<b>39</b>	<b>21</b>	<b>175</b>	<b>138</b>	<b>138</b>	<b>131</b>	<b>66</b>	<b>93</b>	<b>2</b>	<b>14</b>
松阪市	204	745	22	16	25	34	17	145	115	116	110	54	78	1	12
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	19	77	1	1	3	4	3	14	13	12	11	6	7	1	1
大台町	15	55	1	1	1	1	1	13	8	8	8	5	7	0	1
<b>伊勢保健福祉事務所管内</b>	<b>252</b>	<b>973</b>	<b>29</b>	<b>26</b>	<b>31</b>	<b>47</b>	<b>22</b>	<b>193</b>	<b>145</b>	<b>148</b>	<b>145</b>	<b>71</b>	<b>95</b>	<b>4</b>	<b>17</b>
伊勢市	162	600	22	21	25	35	17	118	87	89	86	35	55	1	9
鳥羽市	14	65	1	0	0	1	0	13	10	10	10	7	8	2	3
志摩市	52	205	6	4	5	9	4	39	30	32	31	21	21	0	3
玉城町	11	52	0	1	1	2	1	10	8	8	8	6	6	0	1
度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	9	39	0	0	0	0	0	9	8	7	7	2	4	1	1
大紀町	4	12	0	0	0	0	0	4	2	2	3	0	1	0	0
<b>伊賀保健福祉事務所管内</b>	<b>147</b>	<b>576</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>21</b>	<b>9</b>	<b>111</b>	<b>86</b>	<b>90</b>	<b>84</b>	<b>58</b>	<b>71</b>	<b>0</b>	<b>9</b>
名張市	60	214	4	5	5	8	5	42	34	34	32	16	25	0	4
伊賀市	87	362	11	6	6	13	4	69	52	56	52	42	46	0	5
<b>尾鷲保健福祉事務所管内</b>	<b>41</b>	<b>193</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>35</b>	<b>29</b>	<b>31</b>	<b>28</b>	<b>19</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>8</b>
尾鷲市	27	125	3	3	3	5	3	22	17	20	17	12	14	0	6
紀北町	14	68	0	0	0	3	0	13	12	11	11	7	8	1	2
<b>熊野保健福祉事務所管内</b>	<b>25</b>	<b>97</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>19</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
熊野市	12	49	2	0	0	1	0	9	9	9	8	4	7	0	0
御浜町	12	43	3	2	2	3	2	9	5	5	5	3	3	0	1
紀宝町	1	5	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	1	0	0
<b>合計</b>	<b>1,928</b>	<b>7,564</b>	<b>223</b>	<b>201</b>	<b>254</b>	<b>393</b>	<b>207</b>	<b>1,431</b>	<b>1,085</b>	<b>1,105</b>	<b>1,060</b>	<b>644</b>	<b>788</b>	<b>21</b>	<b>152</b>

## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

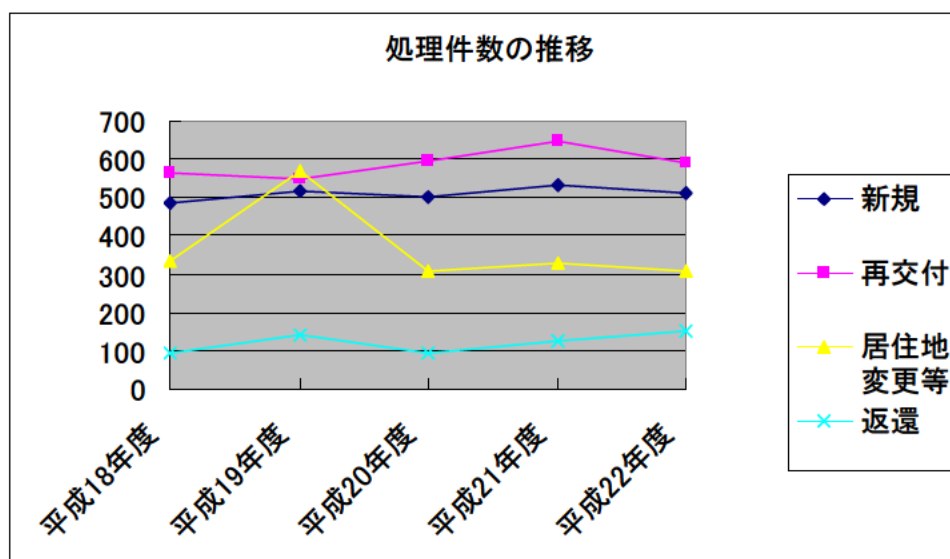
(単位：人)

市町名	新規 交付	再交付	居住地 等変更	返還	計
津市	69	81	62	36	248
四日市市	84	95	53	16	248
伊勢市	31	31	20	7	89
松阪市	49	48	36	10	143
桑名市	40	42	13	18	113
鈴鹿市	52	70	35	14	171
名張市	31	31	17	9	88
尾鷲市	7	7	1	1	16
亀山市	23	14	7	1	45
鳥羽市	5	9	1	1	16
熊野市	3	4	2	4	13
いなべ市	10	15	3	1	29
志摩市	12	27	7	3	49
伊賀市	42	44	22	13	121
市計	458	518	279	134	1,389
木曾岬町	1	0	1	0	2
東員町	5	8	4	3	20
菰野町	6	15	12	3	36
朝日町	2	4	1	1	8
川越町	5	5	1	1	12
多気町	4	5	0	1	10
明和町	5	5	1	1	12
大台町	1	1	0	1	3
玉城町	5	4	2	0	11
度会町	3	3	0	1	7
大紀町	2	2	1	2	7
南伊勢町	5	3	3	2	13
紀北町	6	10	0	0	16
御浜町	3	4	0	1	8
紀宝町	3	1	2	1	7
町計	56	70	28	18	172
合計	514	588	307	152	1,561

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

(単位:人)

処理区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
新規	487	516	501	535	514
再交付	563	549	597	646	588
小計	1,050	1,065	1,098	1,181	1,102
居住地等 変更	334	571	307	330	307
返還	95	140	92	127	152
合計	1,477	1,775	1,496	1,638	1,561





## (7) 療育手帳交付者数 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

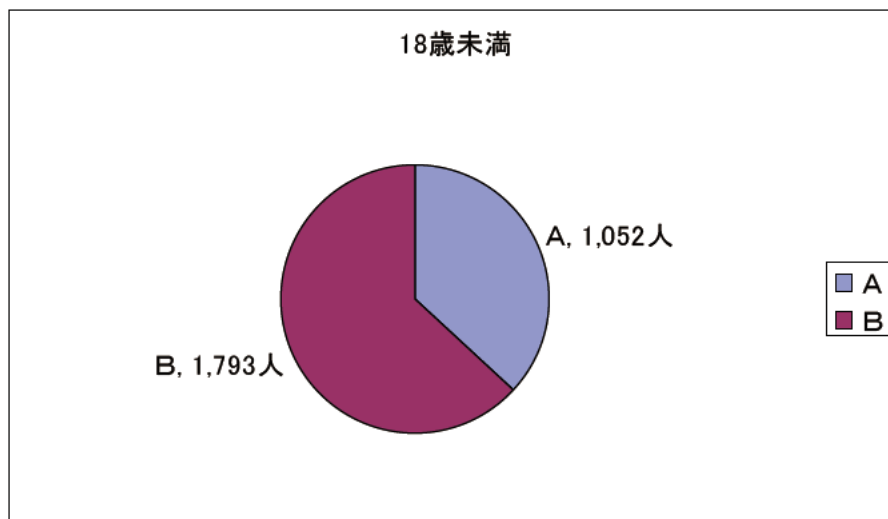
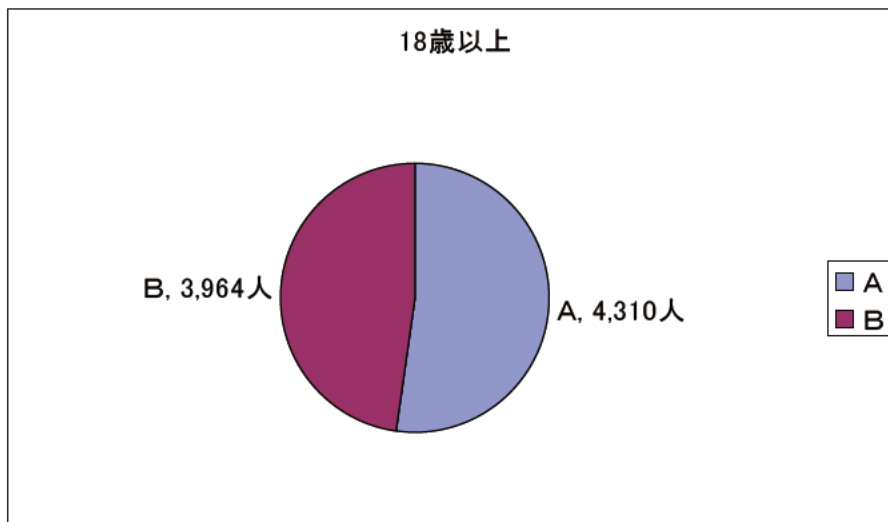
(単位:人)

区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,084	618	193	224	417	690	595	1,285	883	819	1,702
四日市市	1,123	690	190	337	527	613	673	1,286	803	1,010	1,813
伊勢市	500	313	62	96	158	344	311	655	406	407	813
松阪市	605	382	91	164	255	410	322	732	501	486	987
桑名市	487	281	79	155	234	269	265	534	348	420	768
鈴鹿市	709	430	142	221	363	349	427	776	491	648	1,139
名張市	335	216	43	115	158	200	193	393	243	308	551
尾鷲市	79	51	8	18	26	56	48	104	64	66	130
亀山市	168	67	14	62	76	80	79	159	94	141	235
鳥羽市	88	70	12	11	23	85	50	135	97	61	158
熊野市	108	68	7	12	19	88	69	157	95	81	176
いなべ市	145	112	24	40	64	111	82	193	135	122	257
志摩市	187	152	26	32	58	150	131	281	176	163	339
伊賀市	362	263	55	94	149	235	241	476	290	335	625
(市計)	5,980	3,713	946	1,581	2,527	3,680	3,486	7,166	4,626	5,067	9,693
木曾岬町	21	12	1	5	6	15	12	27	16	17	33
東員町	70	48	11	22	33	54	31	85	65	53	118
菰野町	178	76	21	40	61	116	77	193	137	117	254
朝日町	23	13	4	13	17	14	5	19	18	18	36
川越町	49	24	9	12	21	28	24	52	37	36	73
多気町	65	39	8	24	32	36	36	72	44	60	104
明和町	72	40	9	21	30	34	48	82	43	69	112
大台町	52	31	5	8	13	34	36	70	39	44	83
玉城町	62	29	8	15	23	31	37	68	39	52	91
度会町	20	17	4	6	10	15	12	27	19	18	37
大紀町	39	30	2	4	6	42	21	63	44	25	69
南伊勢町	81	50	4	13	17	70	44	114	74	57	131
紀北町	79	61	7	15	22	67	51	118	74	66	140
御浜町	36	41	5	6	11	42	24	66	47	30	77
紀宝町	40	28	8	8	16	32	20	52	40	28	68
(町計)	887	539	106	212	318	630	478	1,108	736	690	1,426
県合計	6,867	4,252	1,052	1,793	2,845	4,310	3,964	8,274	5,362	5,757	11,119

【再掲】 年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,494	2,407	4,901
	女	1,816	1,557	3,373
	計	4,310	3,964	8,274
18歳未満	男	734	1,232	1,966
	女	318	561	879
	計	1,052	1,793	2,845
合計	男	3,228	3,639	6,867
	女	2,134	2,118	4,252
	計	5,362	5,757	11,119

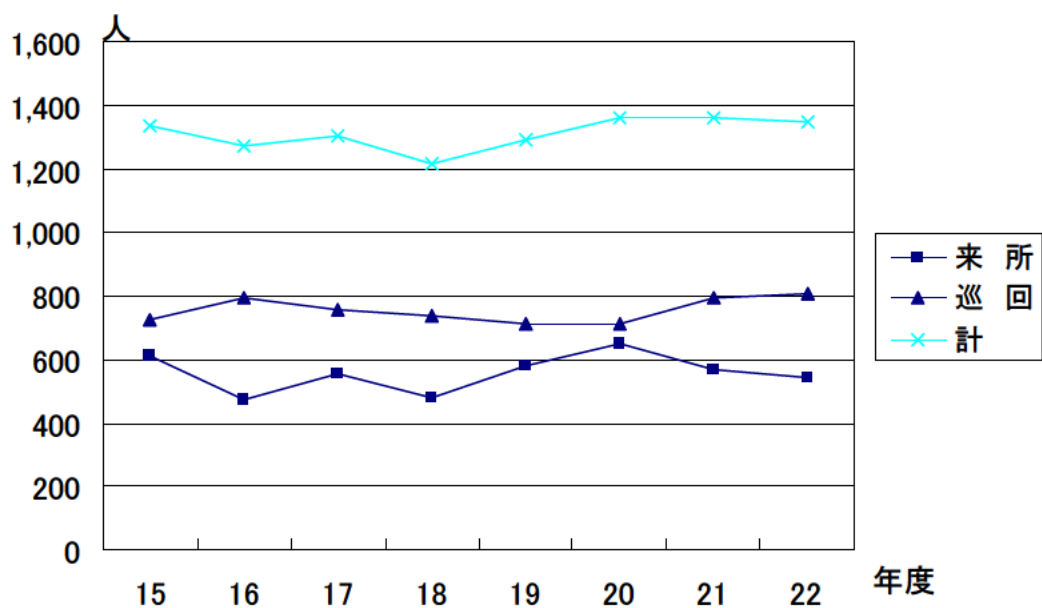


## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

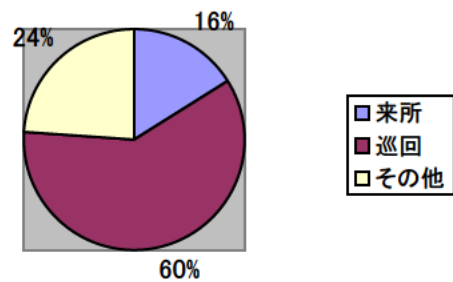
年度	15	16	17	18	19	20	21	22
来所	611	475	553	477	581	651	567	540
巡回	722	796	754	740	712	710	796	807
計	1,333	1,271	1,307	1,217	1,293	1,361	1,363	1,347

(注) 厚生労働省分類による



### (2) 相談形態割合

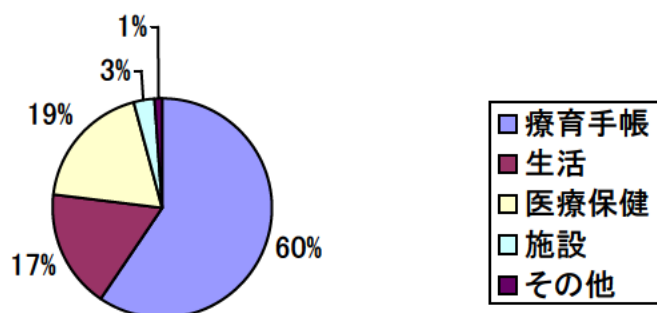
項目	人員	割合
来所	214	16%
巡回	807	60%
その他	326	24%
計	1347	100%



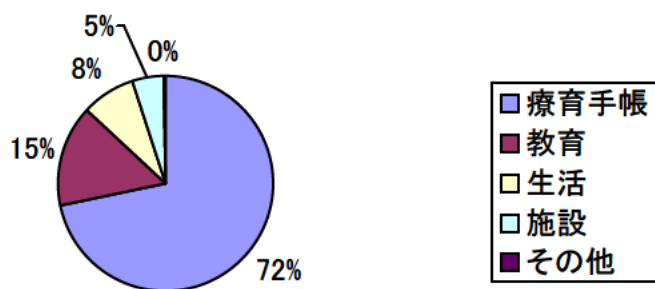
(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		214	807	326	1,347
相談内容	施設	8	40	1	49
	職親委託	0	0	1	1
	職業	0	0	14	14
	医療保健	50	0	0	50
	生活	46	66	0	112
	教育	0	124	0	124
	療育手帳	157	588	19	764
	その他	3	2	283	288
	計	264	820	318	1,402
判定内容	医学的判定	50	0	0	50
	心理学的判定	153	594	1	748
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	1	3	0	4
	計	204	597	1	802
判定書 数等 交付	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	155	585	12	752
	その他	43	13	291	347
	計	198	598	303	1,099

☆来所



☆巡回



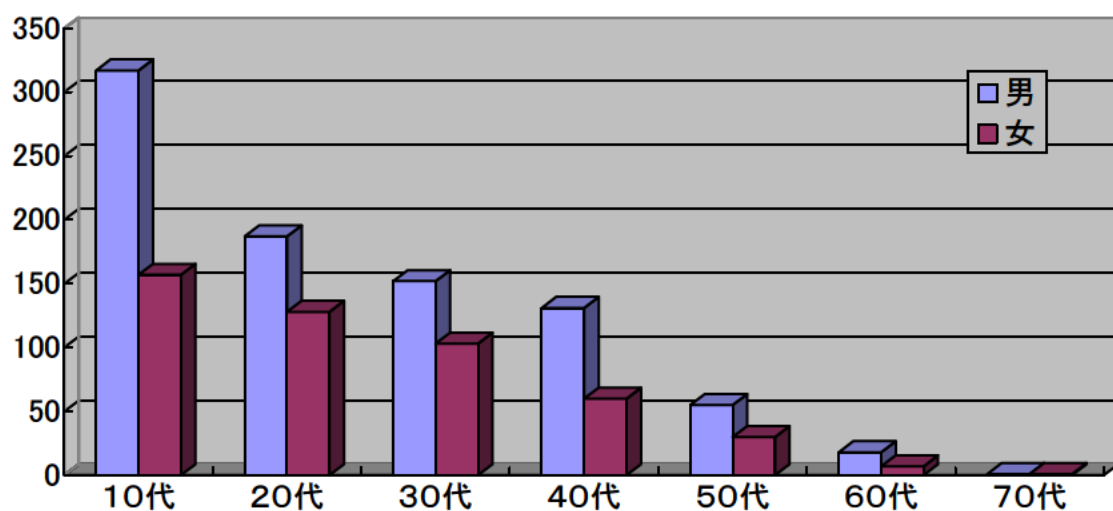
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その 他	計
津市	197	10		3	7	25	23	96	38	202
四日市市	159	17		1	10	9	2	95	42	176
伊勢市	92	5			3	9	19	50	11	97
松阪市	119				4	4	26	61	28	123
桑名市	94	6		2	2	3		47	38	98
鈴鹿市	169	4		2	3	14	9	92	47	171
名張市	89	1				2	9	55	21	88
尾鷲市	20					1		14	4	19
亀山市	35			1	2	6	3	20	4	36
鳥羽市	34			1	1	1	7	18	6	34
熊野市	11							8	3	11
いなべ市	20	1		1	1	1		17	1	22
志摩市	38	1		1		1	5	28	2	38
伊賀市	105	1	1		4	10	10	57	26	109
市計	1,182	46	1	12	37	86	113	658	271	1,224
木曾岬町	4							3	1	4
東員町	8				1	2		6		9
菰野町	12	1		1	1	1		9	1	14
朝日町	6			1				3	2	6
川越町	11	1						8	1	10
多気町	12				1	1	1	9	1	13
明和町	14	1					4	9	1	15
大台町	4						1	3		4
玉城町	24				4	7	4	11	2	28
度会町	9				1	2		7		10
大紀町	5				1	1		3	1	6
南伊勢町	18				2	5	1	11	1	20
紀北町	21				1	4		15	2	22
御浜町	11				1	2		6	2	11
紀宝町	6					1		3	2	6
町計	165	3	0	2	13	26	11	106	17	178
県計	1,347	49	1	14	50	112	124	764	288	1,402
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,347	49	1	14	50	112	124	764	288	1,402

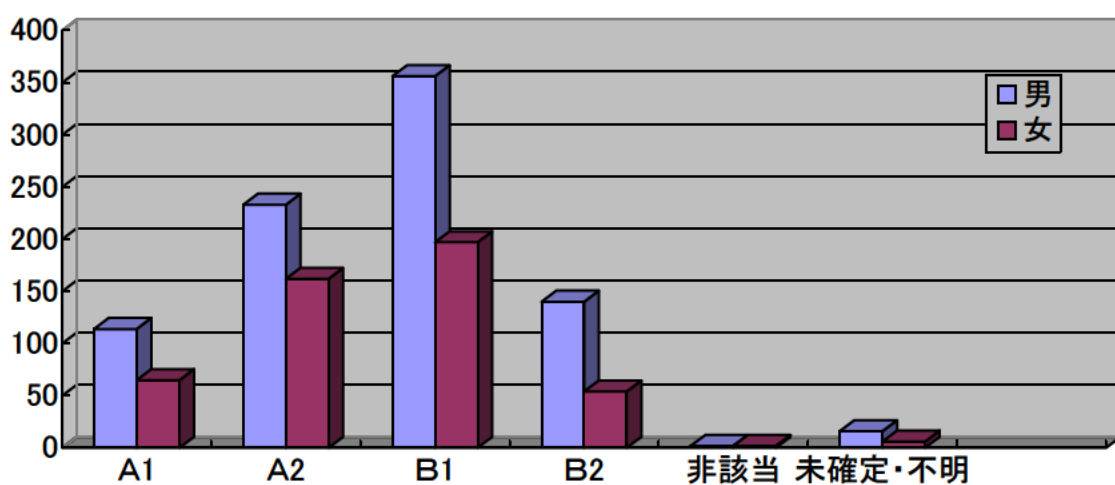
(再掲)障害保健福祉圏域別

桑名員弁	126	2	1		4	12	19	112	47	197
四日市	188	6		2	12	26	36	128	23	233
鈴鹿亀山	204				1	3		17	7	28
津	197	7		3	4	6		73	40	133
松阪多気	149	19		3	11	10	2	115	46	206
伊勢志摩	220	1			5	5	32	82	30	155
伊賀	194	10		3	7	25	23	96	38	202
紀北	41				1	5		29	6	41
紀南	28	4		3	5	20	12	112	51	207
県外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1,347	49	1	14	50	112	124	764	288	1,402

(5) 男女別年齢別相談件数

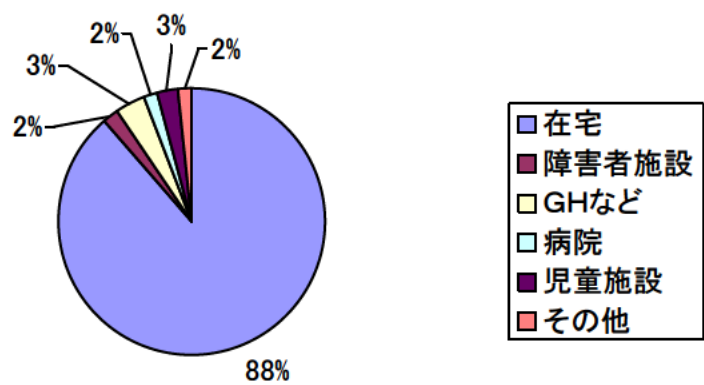


(6) 程度別相談件数

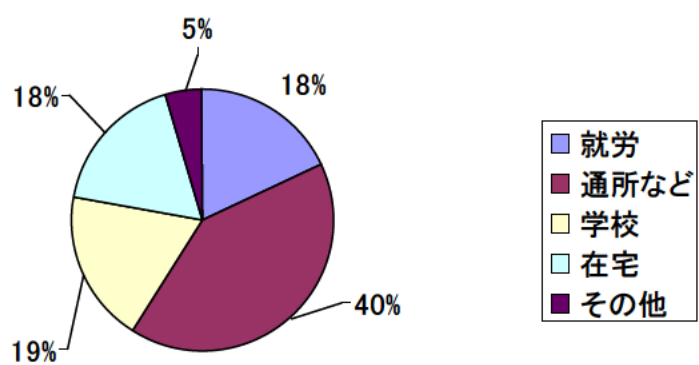


(7) 生活活動状況別相談割合

☆ 生活状況



☆ 活動状況



## (8) 地域支援の状況

### ① 地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加

障害者自立支援法の施行に伴い、市町あるいは障がい保健福祉圏域（以下、「圏域」と記す）単位に、地域自立支援協議会が設置されることになりました。しかし、設置について準備段階の市町、圏域もみられ、進捗状況に格差が生じている現状です。

このような中、知的障がいに関する部会を月に1回ずつ開催している5圏域については、担当ケースワーカーが毎回出席し、支援困難事例の検討や施設入所希望者の状況把握等を行いました。また、年3回の部会を開催している1圏域についても、同様のかたちでの参加をしました。

### ② 緊急入所調整委員会

三重県では、平成15年10月から、知的障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるセーフティネット機能の構築を目的とし、緊急入所調整委員会を設置しました。知的障害者支援課はその事務局を担っています。

保護者の死亡等により地域生活の維持が危うくなった知的障がい者に対し、市町からの要請に基づいて調整委員会を開催しますが、平成22年度は開催要請が2件、そのうち施設入所につながったのは1件でした。

### ③ 行動観察事業

平成22年度に行動観察事業を利用した利用者は3名（男性2名、女性1名）でした。

事業終了後、2名は家庭へ復帰し、日中は就労継続支援や旧知的障害者通所授産施設のサービスを利用しながら、地域での生活を再開しました。残る1名は、ケアホームへの入所を目標に一旦家庭へ復帰しました。

上記の利用者3名は、行動観察事業を利用する以前には、それぞれに地域で何らかの不応などがみられましたが、行動観察によって把握された障がいの特性や行動の特徴などを基に支援を検討することで、家族や地域の支援者の理解が深まり、生活環境の調整等が行われたため、事業終了後は概ね安定した生活を送ることができています。

なお、個々の状況によって行動観察事業の利用期間は異なりますが、上記の利用者の場合は2ヶ月間から3ヶ月間でした。



## (9) 研修の状況

- ① 市町障がい福祉担当職員初任者研修（基礎研修）  
日 時 平成22年4月28日（金）  
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町障がい福祉担当職員  
内 容 障害者自立支援法の概要、知的障がいについて、知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援・現業活動マニュアル」に基づく行政事務について  
参加者数 49名
  
- ② 第1回知的障がい者福祉専門研修  
日 時 平成22年6月25日（金）  
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町障がい福祉担当職員・障害者総合相談支援センター  
内 容 ア：療育手帳の判定・相談の流れについて  
イ：演習「ロールプレイを通して面接のしかたを学ぶ」  
参加者数 39名
  
- ③ 第2回知的障がい者福祉専門研修  
日 時 平成22年11月26日（金）  
場 所 三重県人権センター第セミナー室  
対象者 生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続A及びB型事業所、小規模作業所、障害者入所施設、相談支援事業所において障がい者の支援に従事している職員  
内 容 行動障害への支援～応用行動分析にもとづいて～  
参加者数 48名

## 3 身体障害者支援課

### (1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

### (2) 判定業務

#### ① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を診断し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 22 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	毎月第 1・3・4 火曜日	14:00～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

② 心理的判定

市町からの依頼により、心理的判定を行います。

(3) 判定等実施状況

平成 22 年度中に実施した判定依頼件数は 1,749 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,732 件（99.0%）、巡回による実施人員が 17 件（1.0%）でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 963 件、判定件数が 1,001 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 775 件、判定件数が 778 件でした。

※判定依頼件数＝平成 22 年度中の日付（H22.4.1～H23.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 22 年度中の日付（H22.4.1～H23.3.31）で判定書を交付した件数

平成 22 年度判定依頼・判定件数

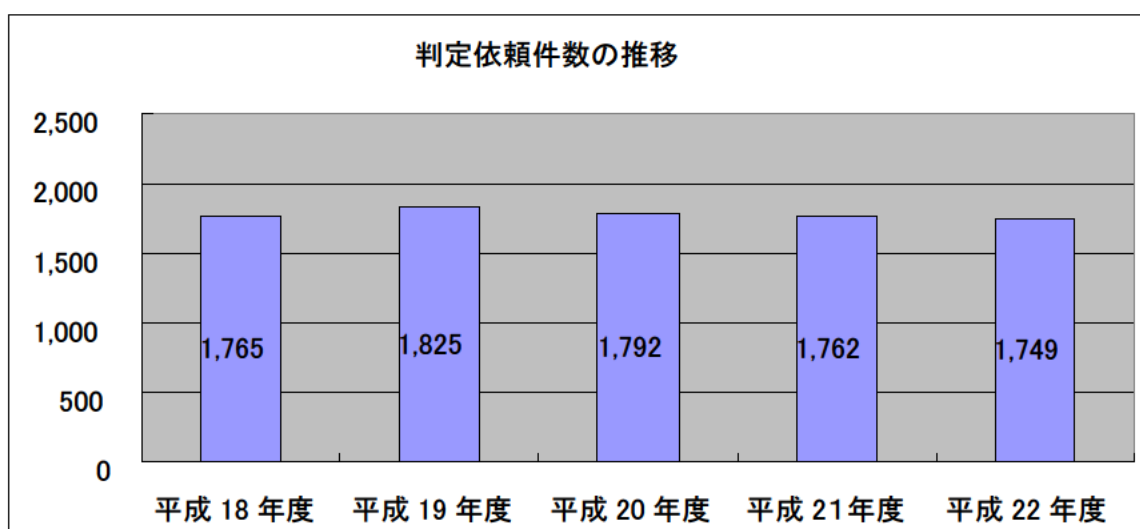
区 分		来 所	巡 回	計	構成比
判定依頼件数		1,732	17	1,749	—
判定依頼内容	更生医療	775	0	775	44.3%
	補装具	957	6	963	55.1%
	職業	0	0	0	0.0%
	施設	0	0	0	0.0%
	生活	0	0	0	0.0%
	その他	0	11	11	0.6%
	計	1,732	17	1,749	100.0%
判定内容	更生医療	778	0	778	43.5%
	補装具	995	6	1,001	55.9%
	心理判定	0	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0	0.0%
	その他	0	11	11	0.6%
	計	1,773	17	1,790	100.0%
判定書交付件数		1,773	17	1,790	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去5年間の推移

平成18年度は、医療制度の見直し等により大幅に減少しましたが、それ以降は横ばい状態が続いています。

相談・判定 件数の推移	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	1,765	1,825	1,792	1,762	1,749



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

平成18年度以降、横ばい状態が続いています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
来所	1,712	1,771	1,750	1,739	1,732
巡回	53	54	42	23	17
計	1,765	1,825	1,792	1,762	1,749

※ 来所には、書類による判定を含む

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
更生医療	719	688	681	727	775
補装具	1,014	1,034	1,028	1,024	963
心理判定	2	0	0	1	0
手帳診断	66	75	67	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	15	67	67	10	11
計	1,816	1,864	1,843	1,762	1,749

(7) 更生医療の判定件数

医 療 内 容 例		件 数	比 率
心臓機能障害	バイパス術	19	2.4%
	弁置換術・弁形成術	26	3.3%
	ペースメーカー植え込み術	11	1.4%
	その他	8	1.0%
じん臓機能障害	透析療法	330	42.4%
	免疫抑制療法	144	18.5%
	腎移植	18	2.3%
	その他	0	0.0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	82	10.5%
	その他	3	0.4%
肝臓障害	肝臓移植	0	0.0%
	免疫抑制療法	24	3.1%
免疫機能障害	抗HIV剤投与	105	13.5%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	3	0.4%
	顎形成・歯列矯正・他	5	0.6%
計		778	100.0%

(8) 補装具判定の状況

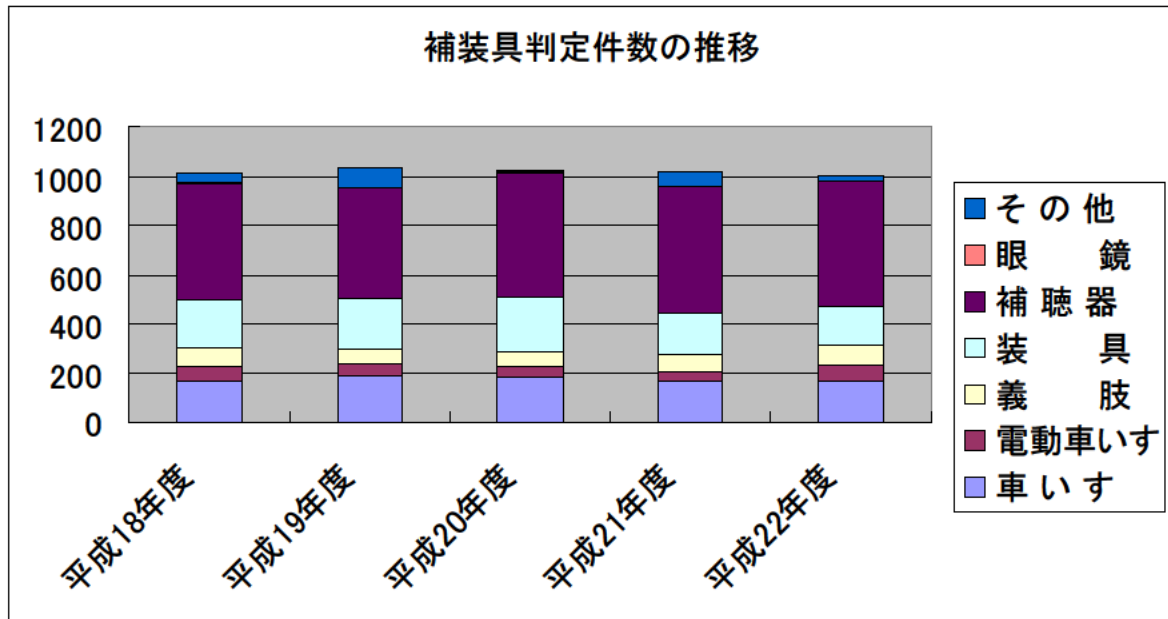
補装具の判定は、補聴器が最も多く 50.5%、次いで車いすが 17.0%、装具が 16.1%となっています。

平成 22 年度補装具の判定件数

種 目	件 数	比 率
車いす	170	17.0%
電動車いす	64	6.4%
義 肢	80	8.0%
装 具	161	16.1%
補 聴 器	506	50.5%
眼 鏡	2	0.2%
そ の 他	18	1.8%
計	1,001	100.0%

※年度別判定状況（過去 5 年間の推移）

種 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
車いす	168	188	183	167	170
電動車いす	60	50	42	35	64
義 肢	80	57	56	72	80
装 具	186	208	226	171	161
補 聴 器	476	448	506	513	506
眼 鏡	2	2	2	2	2
そ の 他	42	81	13	59	18
計	1,014	1,034	1,028	1,019	1,001



(9) 巡回相談実績

※ 巡回相談は平成 22 年度をもって廃止しました。

月／日	曜日	市町	開催場所	判定件数	
				整形	耳鼻科
6月10日	木	鳥羽市	保健福祉センター ひだまり休日診療所	0	3
7月1日	木	度会町	度会町保健センター	1	0
7月22日	木	玉城町	玉城保健福祉会館	1	0
7月29日	木	名張市	名張市総合福祉センター ふれあい	3	1
9月2日	木	御浜町	紀南病院	5	2
10月7日	木	川越町	川越町いきいきセンター	0	1
計				10	7
合計				17	

## (10) 研修の状況

- ① 市町身体障がい者福祉担当職員初任者研修  
身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 22 年 4 月 19 日 59 名

- ・ 障害者自立支援法の概要について
- ・ 身体障害者の一般特性とかかわり方について
- ・ 身体障害者手帳について
- ・ 自立支援医療（更生医療）について
- ・ 補装具について
- ・ 身体障害者の入所支援について

- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修  
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成 22 年 10 月 15 日 29 名

- ・ 補装具の弦打つ説明、操作体験等
- ・ 補装具（肢体不自由関係）の対応困難事例（児童、者）についてのグループワーク

## (11) 市町相互間の連絡調整等業務

障害者自立支援法では、利用者が事業所と契約して、障害の程度に応じたサービスを受けることとなります。

施設サービスを利用するにあたって、施設が入所者を選別することなく、利用が円滑かつ公平に行われるように、施設や関係者の参画を得て「三重県身体障害者支援施設入所調整会議」を設置しています。

平成 22 年度は、施設別調整会議を 2 回、入所調整会議を 3 回開催しました。

### ①施設別調整会議

- ・ 第 1 回（平成 22 年 9 月 14 日）  
関係機関：宮の里ミタスメモリアルホーム、津市、鈴鹿市、伊勢市、松阪市、志摩市、鳥羽市、南伊勢町、度会町、三重県障害者相談支援センター
- ・ 第 2 回（平成 22 年 11 月 30 日）  
関係機関：はなの里、伊賀市、名張市、三重県障害者相談支援センター

### ②入所調整会議

- ・ 第 1 回（平成 22 年 8 月 3 日）
  - ・ 入所基準指針（案）について
  - ・ 待機状況について



・ 障害者支援施設入所・退所状況について

- ・ 第2回 (平成22年12月1日)
  - ・ 施設別入所調整会議結果報告。
  - ・ 障害者支援施設入所・退所状況について
- ・ 第3回 (平成22年3月3日)
  - ・ 障害者支援施設入所・退所状況について

(12) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を8回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数 (登録者数)

①障がい者就業・生活支援事業

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	1,702人	2,186人	1,978人

②障がい児等療育相談支援事業

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	2,139人	2,134人	2,583人

③高次脳機能障がい者生活支援事業

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数 (延数)	593人	752人	896人

④自閉症・発達障がい支援センター運営事業

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用者数 (*)	285人	642人	780人

\*あすなる学園を除く利用者数の実数

⑤重症心身障がい児 (者) 相談支援事業

項 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
登録者数	237人	325人	488人

## (2) 人材育成支援事業

### ① 障害程度区分認定調査員研修

障害程度区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成22年4月21日実施

【参加者数】 64名

### ② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成22年4月22日等の4回実施

【参加者数】 17名

### ③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成22年7月13日、14日、15日、29日、30日の5日間

【参加者数】 153名

### ④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成22年8月24日～26日の3日間

【参加者数】 66名

### ⑤ サービス管理責任者研修

障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成22年10月26日（共通講義）

平成22年11月1日、2日（介護分野）

平成22年11月9日、10日（地域生活（知的・精神）分野）

平成22年11月16日、17日（就労分野）

平成22年11月24日、25日（児童分野）

【参加者数】	介護分野	81名
	地域生活（知的・精神）分野	58名
	就労分野	57名
	児童分野	19名
	合 計	215名

⑥ サービス管理責任者フォローアップ研修

就労分野あるいは地域生活（知的・精神）分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 23 年 1 月 13 日～14 日の 2 日間

【参加者数】 34 名

⑦ ガイドヘルパー養成研修

障がい者の外出時の移動の支援等に必要な知識、技能を有するガイドヘルパーの養成を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 11 月、12 月の 2 回実施

【参加者数】 153 名

(3) 地域自立支援協議会

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを派遣して、運営の強化と情報の共有等に取り組んでいます。

また、同時に市町職員や相談支援センター職員等を対象として、相談支援の充実強化と地域自立支援協議会の活性化に向けたエンパワメント研修を行いました。

---

平成 23 年版

**事 業 概 要**

発 行 平成 23 年 7 月  
三重県障害者相談支援センター  
〒514-0113  
三重県津市一身田大古曾670番地2  
電 話 (059) 236 - 0400

---